

公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会東京都千代田区紀尾井町3番27号
剛堂会館ビル3階
TEL&FAX(03)3263-2440

平成25年度通常総会を開催

平成25年度の衛生検査所業公正取引協議会の通常総会が、5月23日、東京・千代田区の都市センターホテルにおいて、日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き開催された。総会では、①平成24年度の事業報告・決算報告②平成25年度事業計画案・予算案③衛生検査所業公正取引協議会の組織及び運営に関する規則改正、そして、④役員を選任が行われ、それぞれ提案の通り、可決承認された。

総会は、消費者庁表示対策課の杉浦正昭課長補佐の来賓挨拶（2面に掲載）の後、議長に久川芳三常任理事（保健科学研究所）を選出し、早速、議事審議に移った。

議事審議の概容は、次の通り。

<議事審議>

第1号議案 平成24年度事業報告及び決算報告に関する件

事務局から総会資料に沿って平成24年度事業報告及び決算報告について説明を行った後、大堀春夫監事から監査報告があり、同議案について承認された。

第2号議案 平成25年度事業計画案及び予算案に関する件

事務局から総会資料に沿って平成25年度事業計画案及び予算案について説明を行った。特に事業計画案では公正競争規約遵守のために「会員向け研修会等の積極的取組み」として研修会の裾野を広げることを目的に支部組織を対象に調査委員会委員の育成に努めることとしている。また、消費者庁の要請を受け、真空採血管の無償提供の禁止等、公正競争規約の完全遵守に向けた実態調査の実施と対応を事業の柱として提案している。

同議案については、提案の通り承認された。

第3号議案 衛生検査所業公正取引協議会の組織及び運営に関する規則改正に関する件

事務局から総会資料に沿って当協議会の組織及



新たな出発となった平成25年度通常総会（東京・都市センターホテル）

び運営に関する規則について、①会員資格を日本衛生検査所協会の会員資格に合わせ、権利を行使する会員代表者を定める②事務局を廃止し、事務を日本衛生検査所協会に委嘱する、の2点について一部改正するとの説明がされた。また、同規則の改正時期は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を得た日となる旨、報告された。

同議案については、提案の通り承認された。

第4号議案 役員選任に関する件

当協議会の母体である日本衛生検査所協会の役員改選に伴い、当協議会においても役員を選任が行われた。

事務局から提出の次期役員候補者名簿案に沿って提案がされた。

同議案については、提案の通り承認された。就任期間は、平成27年5月の通常総会終結時まで。

なお、新役員名簿は2面に掲載。

消費者庁 杉浦課長補佐が挨拶

● 通常総会 ●

衛生検査所業公正取引協議会の母体である日本衛生検査所協会は、今年3月、創立40周年の佳節を迎えた。そして、この4月、一般社団法人に移行し、新たなスタートを切った。当協議会においても5月23日の通常総会をもって新たな陣容で出発することとなった。同総会では、来賓として出席された消費者庁表示対策課の杉浦正昭課長補佐が登壇し、激励の挨拶を行った。

午後5時過ぎに開会された衛生検査所業公正取引協議会の通常総会では、審議に先立ち消費者庁表示対策課の杉浦正昭課長補佐より来賓挨拶がされた。杉浦課長補佐は、表示対策課が現在抱えている課題である消費税の円滑な転嫁について「前回の消費税の引き上げ時に消費税還元セールといったものがあり、納入業者が消費税を転嫁する行為を阻害することを懸念してしまう」との問題点を挙げ、「消費者庁は景品表示法を運用して消費税還元セールという表示を規制し、消費税を円滑に転嫁する一定の役割りを果たしていく」との消費者庁の姿勢について述べた。



挨拶する杉浦課長補佐

続いて、杉浦課長補佐は昨年度と今年度の景品表示法の運用状況について報告を行った後、「公正競争規約は取引の基本であるので、私どもも公正競争規約の適正な運用をしっかりと支えていきたい」と語った。そして、「是非とも、公正競争規約を守って、消費者の利益に資するような活動をお願いしたい」と要請し、挨拶とした。



会員規程を承認——理事会

5月23日、総会に先立ち開催された理事会において衛生検査所業公正取引協議会の会員規程が提案され、満場一致で可決承認された。

今回、会員規程は、今まで当協会には組織及び運営に関する規則はあったものの、会員に関する規程が明文化されていなかったことから、策定した。

また、理事会では平成25年度・26年度の運営委員会委員の候補者が提案の通り承認されるとともに、会員の入退会について審議され、入会及び退会とも夫々提案の通り承認され、会員の現在数が373施設となった。

平成25年度・平成26年度の衛生検査所業公正取引協議会の新役員が通常総会で次の通り承認された。任期は平成27年5月の通常総会終結時となっている。

— 新役員名簿 —

平成25年5月23日現在

衛生検査所業公正取引協議会役員名簿

会 長	伊 達 忠 一	札幌臨床検査センター(株)
副 会 長	江 川 洋	(株)シー・アール・シー
副 会 長	櫻 井 芳 明	(社)宮城県医師会
副 会 長	田 澤 裕 光	(株)エスアールエル
副 会 長	福 田 和 太	(株)ビー・エム・エル
副 会 長	久 川 芳 三	(株)保健科学研究所
副 会 長	平 崎 健治郎	(株)ファルコバイオシステムズ
専務理事	吉 村 洋 一	(一社)日本衛生検査所協会
常務理事	金 村 茂	(一社)日本衛生検査所協会
常任理事	金 子 孝 義	(株)中央臨床検査研究所
常任理事	古 賀 久 敬	(株)アルプ
常任理事	横 山 強	(一財)総合保健センター
常任理事	広 田 周 一	(株)近畿予防医学研究所
常任理事	近 本 肥 子	(株)福山臨床検査センター
常任理事	岡 内 伸 介	(株)四 国 中 検
理 事	松 本 誠	(株)エスアールエル
理 事	小 川 眞 史	(株)エスアールエル
理 事	小 林 仁	(株)江東微生物研究所
理 事	下 川 絹次郎	(株)サンリツ
理 事	田 中 雅 和	(株)京浜予防医学研究所
理 事	寺 岡 重 樹	(株)メディック
理 事	相 徳 正 俊	(株)兵庫県臨床検査研究所
理 事	大 藪 正 樹	(社)京都微生物研究所
理 事	竹 林 伸 二	(株)大阪血清微生物研究所
理 事	藤 井 勝 己	(株)クリニカルパソロジーラボラトリー
理 事	吉 松 淳 次	(株)リンテック
理 事	遠 藤 正 志	三菱化学メディエンス(株)
理 事	久 川 聡	(株)保健科学研究所
理 事	田 邊 弘	(株)ビー・エム・エル
理 事	赤 石 清 美	参議院議員
理 事	佐 守 友 博	(株)日本医学臨床検査研究所
理 事	山 田 直 樹	(一社)日本衛生検査所協会
監 事	藤 巻 隆 弘	(一財)東京保健会病体生理研究所
監 事	東 俊 一	(株)日本医学臨床検査研究所
監 事	大 堀 春 夫	(株)江東微生物研究所

真空採血管の無償提供の禁止活動に注力！

衛生検査所業公正取引協議会では、無償提供が認められる医療機器の基準を明確にすることを目的に、平成21年5月に公正競争規約の一部改正を行った。これは、検査が高度化、複雑化することに伴い、検査に使用する医療機器類も多様化し、その機器が検体の「保管・輸送」に使用するものか、それとも検体採取などの用途で使用されるものかを再整理し、基準を改正したものである。真空採血管など検体採取に使用される医療機器類は、平成21年の規約改正で医療機関等への無償提供は禁止された。

しかし、長年、真空採血管を無償提供してきた経緯もあり、医療機関に対する無償提供の禁止が完全には守られていないのが現状である。昨年、真空採

血管の有償化の実態調査をしたところ、会員衛生検査所が取引している医療機関の約45%が未だに無償提供している状況であった。この実態に対し、消費者庁より規約遵守の要請（4面に要請文掲載）があり、これを受けて当協議会としても「真空採血管の無償提供の禁止等、公正競争規約の完全遵守ご協力をお願い」のリーフレットを作成し、不当な取引を誘引する景品類（真空採血管等）の提供の禁止について医療機関へ理解と協力方を訴えた。

10月からは真空採血管の無償提供の禁止活動の進捗状況を把握する実態調査も実施、公正競争規約の完全遵守、特に真空採血管の無償提供の禁止に向け、注力を傾けることになっている。

医療機関の皆様へ

真空採血管の無償提供の禁止等、公正競争規約の完全遵守 ご協力をお願い

謹啓

初夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会会員に対し格別の御愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、衛生検査所の使命は、医療機関の先生方に正確で十分に品質保証された検体検査の情報を提供することであり、ひいては国民医療に貢献する役割を担うものと自負しているところであります。

今後も、この使命と役割を果たすべく鋭意努力してまいりますので、ご支援のほどお願いいたします。

一方で、私ども衛生検査所は消費者庁と公正取引委員会の指導の下、公正取引協議会を設置し、検体検査の受委託に係る取引を不当に誘引する景品類の提供を制限する公正競争規約を運用し、業界の正常な商慣習の確立に取り組んでおります。

ところが、この度、消費者庁から次ページ掲載の通知の通り、同規約を再度、周知徹底し遵守するよう厳しく指導を受けました。

指導の内容は、公正競争規約の遵守に関するものですが、特に、平成21年5月に同規約に盛り込まれた「真空採血管の無償提供の禁止」事項が徹底されていないことに対する指摘でした。

今日まで、当協議会会員は医療機関の皆様へ真空採血管は医療器具であり、衛生検査所が医療機関へ無償提供することは、公正競争規約で禁止されている旨、ご説明に上がり、多くの医療機関において有償にさせていただくか、卸業者から購入していただくようになりました。しかし、全ての医療機関にご理解を得ている状況ではないため、無償提供が未だに行われているところもあります。

当協議会としては、今回の消費者庁の指導を重く受け止め、無償提供が認められる容器、禁じられている採取用具類を明確にした上で、公正競争規約の遵守を更に強化してまいります。

つきましては、同規約で無償提供を禁じている真空採血管をはじめ検査機器、採取用具類等は、本来、医療機関様でご用意いただくものであり、衛生検査所が無償で提供するものでないことをご理解いただき、会員各社が推進します公正競争規約の遵守にご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

平成25年5月

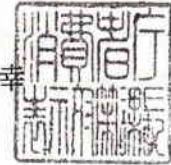
衛生検査所業公正取引協議会



消表対第137号
平成25年4月18日

衛生検査所業公正取引協議会
会長 伊達 忠一 殿

消費者庁
表示対策課長 片桐 一幸



「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の遵守について
(要請)

公正競争規約は、景品類又は表示に関する事項について、当庁及び公正取引委員会の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択等を確保するために締結又は設定されている。

貴協議会は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択の確保の観点から、「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下「規約」という。）を定めており、その厳正かつ適正な運用に努めることが必要である。

しかしながら、平成24年7月から9月に貴協議会が会員事業者に対して行った規約の遵守状況の調査の結果によると、医療機関への真空採血管の無償提供が依然として会員事業者によって広く行われているが、これは公正競争規約によって禁じられているものであり、医療機関に対して行うべき行為ではないため強く改善を求める。

については、貴協議会においては、規約第3条により取引を不当に誘引する手段として禁じている真空採血管の無償提供の禁止など、公正競争規約を遵守することを、会員事業者に徹底されたい。

以上

医療機器の分割販売、薬事法に抵触せずとの判断

衛生検査所業公正取引協議会は、10月8日の文書『衛生検査所が行う医療機器の分割販売について』を会員へ右の通り通知した。

当協議会では、今、真空採血管の無償提供の禁止等、公正競争規約の完全遵守に向け精力的に取り組んでいるが、その中で「特殊な真空採血管については小売包装単位での販売に関し、医療機関の理解がなかなか得にくい」との会員からの意見が寄せられていた。このことが、同規約遵守の推進を妨げる一因となっていた。従来は、衛生検査所において小売包装単位の真空採血管を個包装単位に小分けすることは、薬事法に抵触する恐れがあると考えられてきた。

しかし、他団体等の事例を基に医療機器の分割販売について厚生労働省へ照会を行ったり、意見を求めた結果、医療機器販売業の届出を行っている衛生検査所が真空採血管等の医療機器を分割販売しても一定の条件を満たせば薬事法に抵触しないとの判断を得た。

この判断の基準となった昭和44年11月6日付の薬事第326号を次に掲載する。

○薬事第326号

医薬品の販売業者において、医薬品の直接の容器又は被包を開き、その医薬品を分割して販売する行為が、販売の一態様に過ぎない分割販売に該当するか、薬事法12条第1項に規定する医薬品製造業の許可を必要とする小分け製造行為に該当するかの区別は、当該行為が特定の人求めに応じて行われるか、それとも一般の人求めに応じて行われるか、それとも一般の人求めに応じて行われるかの相違により判断すべきである。

- ②しかしながら、「分割販売」は、メーカーが最小包装流通単位として包装している物を開封して分割することであるため、この場合、品質に変化が生じることがないように販売しなければならない。
- ③分割販売の需要がある場合はメーカーがそれに応じた包装単位の物を製造すべきである。

平成25年10月8日

会 員 各 位

衛生検査所業公正取引協議会
会 長 伊 達 忠 一
運 営 委 員 会
委 員 長 久 川 芳 三

衛生検査所が行う医療機器の分割販売について

医療機器販売業の届出を行っている衛生検査所が、医療機器である真空採血管等を分割販売することは、昭和44年11月6日付の薬事第326号の考え方に準じて取り扱えば、薬事法に抵触しません。

なお、医療機器の販売に当っては、薬事法第63条から65条までの規定等に留意して下さい。

東北地区協議会 規約勉強会を開催

10月11日、衛生検査所業公正取引協議会東北地区協議会（金子孝義代表幹事）の公正競争規約の勉強会を仙台市のKKRホテル仙台において開催し、25名が参加した。

勉強会は、初めに衛生検査所業公正取引協議会の山田直樹担当理事が真空採血管の無償提供の禁止活動の経緯及び今後の取り組みについて、そして、医療機器の分割販売の解釈について説明した。続いて、同協議会の吉武三男顧問が講師となり、「公正競争規約の再確認とその実践のために」をテーマに話を進め、最後に規約に関する事例をQ&Aとして分かり易く説明を行った。



真剣に耳を傾ける参加者（KKRホテル仙台にて）

平成24年度における景品表示法及び独占禁止法違反事件の処理状況

○景品表示法関係【平成25年8月30日消費者庁発表より作成】

事件の内容	措置命令	指 導	合 計
表示事件	37 (28)	256 (385)	293 (413)
景品事件	0 (0)	9 (20)	9 (20)
合 計	37 (28)	265 (405)	302 (433)

「表示事件」と「景品事件」の分類は推計。()内は平成23年度。

○主な違反事例（措置命令）

(株)ドクターシーラボは、「DRソニック L・I」と称する美容機器を販売するに当たり、会報誌において、「微細な振動が角質層を通して真皮層も活性化。新陳代謝が促され、肌の弾力を支えるエラスチンやコラーゲンの産生をサポートします。」「すぐれた超音波機能により、なでるだけでお腹や二の腕などについた余分な脂肪を分解。むくみもとれて、気になる部分のシェイプアップに効果的です。」「アクネ菌や皮脂腺の殺菌効果でニキビケアに効果的。」「微弱な電流を利用して美容成分をイオン化し、電気の流れとともに肌の深部へ送り込みます。通常のお手入れでは浸透しづらい美肌成分も、電気のでぐんぐん肌へ浸透します。」「排気ガスやメイク汚れなど、プラスの電気を帯びた汚れをマイナスイオンの力でしっかり吸着します。」等とこの美顔機器を使用することにより、細胞の活性化、脂肪分解効果、殺菌効果、肌の汚れの除去効果又は肌への美容成分の浸透効果が得られると認識される表示をしていた。

消費者庁が、(株)ドクターシーラボに対して、前記表示についての裏付けとなる根拠資料の提出を求めたところ、同社から資料の提出はあったが、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

○独占禁止法関係【平成25年5月29日公正取引委員会発表より作成】

事件の内容	法的措置	警 告	注 意	合 計
私的独占	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
カルテル	20 (17)	2 (0)	5 (0)	27 (23)
不公正な取引方法	0 (5)	4 (2)	197 (122)	201 (129)
そ の 他	0 (0)	0 (0)	6 (10)	6 (10)
合 計	20 (22)	6 (2)	208 (138)	234 (162)

「不公正な取引方法」の注意事項のうち主要な行為類型は、不当廉売と優越地位の濫用である。()内は平成23年度。

○不当廉売行為についての警告事例

・酒類卸売業者に対する警告

三菱食品(株)、伊藤忠食品(株)及び日本酒類販売(株)が、遅くとも平成21年1月以降、それぞれ、特定の酒類小売業者に対し、ビールの一部について、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することにより、当該酒類小売業者が運営する各店舗の周辺地域に所在する他の酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせている疑い。

・石油製品小売業者に対する警告

(株)ミタニが、レギュラーガソリンを福井県に所在する13給油所において、平成23年5月2日から12月4日までの期間のうち一定期間、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。

Q&A

Q. 公正競争規約の性格について教えてください。

A 当公正取引協議会が運用している「衛生検査所業における景品類の提供に関する公正競争規約」は昭和59年9月5日に公正取引委員会の認定を受けて誕生しました。

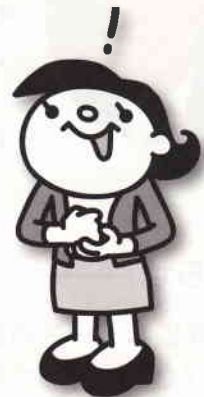
現在、景品類の提供を制限する公正競争規約は37件認定されており、当業界と関連する医療機関等を取引先として景品類の提供を制限するものとしては、医療用医薬品製造業、同卸売業、医療機器業における公正競争規約がそれぞれ認定を受けています。景品に関する公正競争規約のほか、商品の表示に関するルールを定めた表示に関する公正競争規約が68件認定されています。

なお、公正競争規約の根拠法である「景品表示法」が平成21年9月に公正取引委員会から消費者庁に移管されましたので、それ以降は、公正競争規約の認定は消費者庁と公正取引委員会の共同認定という形になっています。

景品表示法では、公正競争規約を認定するときには、その内容が一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するものではないこと、不当に差別的ではないこと等厳しい要件を定めています。したがって、公正競争規約は、業界が勝手に自己に都合のいいような内容にしても、認定要件をクリアしていなければ認定が得られないということになります。一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保する内容となっている必要があります。

認定された公正競争規約の運用は、公正取引協議会が自主的に行っていくこととなります。規約に違反する疑いのある行為に関する調査は協議会が行い、調査の結果、規約違反が認められれば、規約に基づいて警告等の改善措置を協議会自らが採ることになります。

ただ、公正競争規約は法律ではありませんので協議会の非会員には直接及びませんが、行政機関が法律を判断するにあたっては公正競争規約の内容が参酌されるとされています。そのためには、認定された公正競争規約が業界における適正取引のルールとして「自分も守るので、貴方も守る」ということで、正常な商慣習としてしっかり定着していることが求められます。



Q. 景品表示法に基づいて認定を受けた「衛生検査所業における景品類の提供に関する公正競争規約」の内容はどのようになっているのでしょうか。

A 医療機関等向けの景品類の提供を制限する前記4業界の公正競争規約は、ほぼ同様の骨格になっています。

衛生検査所業の公正競争規約では、第3条において、医療機関等に対し、衛生検査の取引を不当に誘引する手段として景品類を提供してはならないとされています（原則禁止）。

そして第4条において、例外的に提供が制限されないものとして、

- ①自社の衛生検査の利用に際して必要な容器類（具体的には、施行規則の「別表」に掲載されています）又は便益を高めるような物品、
- ②衛生検査に関する情報その他自社の衛生検査に関する資料等、
- ③短期間のテスト検査（施行規則において原則1週間以内とされています）が例示されています。

また、第7条において、違反行為に対する公正取引協議会の調査権限、第8条において、違反行為者に対する措置権限が規定されています。会員の公正競争規約違反については、協議会自らが調査を行い、違反行為が認められた場合には、違反行為の是正、再び行ってはならない旨の警告をし、この警告に従っていない場合には、違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁への措置要請をすることができるとされています。



編集後記



10月1日から吉武三男氏が衛生検査所業公正取引協議会の顧問に就任した。

同氏は、昭和21年7月生まれで福岡県出身。公正取引委員会事務総局を辞職後、全国石油商業組合連合会を経て全国公正取引協議会連合会の専務理事を今年9月まで務めていた。経歴からも分かるとおり、景品表示法等の法律に詳しく、更にお酒にも強い、頼もしい人物。今後の活躍が期待される。

公正競争規約の勉強会の講師として、どこへでも出向いてくれますので、先ずは連絡を（連絡先：03-3263-2440）。

お知らせ

公取協ニュースの紙面等を本号からリニューアルしました。今後も読みやすい紙面づくりに努めて参りますので、ご意見ご要望などございましたら事務局までご連絡ください。

